

規制改革提案の受付・対応状況

番号	受付日	提案事項名	提案の内容	状況	対応方針
1	H29. 4. 27	鳥取県所有建築物維持管理指針の策定及び清掃・設備管理業務等役務調達における総合評価型入札制度の導入	①公共工事の品質確保の推進に関する法律第3条第6項(建築物維持管理分野)に基づく鳥取県所有建築物維持管理指針を策定してはどうか。 ②指針保全のための清掃業務及び設備管理業務等役務調達における総合評価型入札制度を導入してはどうか。 【提案に至った理由】 入札参加資格格付実施のない状況下における適格業者判定入り口論	① 対応済み ② その他(周辺環境の変化に応じ対応を検討)	①本県では法の趣旨を踏まえた維持管理の方針を含む「鳥取県県有施設中長期保全計画」を平成29年2月に策定しています。今後発注する清掃・設備管理業務の「業務仕様」には、この計画に関連する業務である旨を明記し、広く周知していきます。 ②清掃・設備管理業務の品質確保については、国家資格者の配置や同種の業務の実績を条件とする「制限付一般競争入札」を実施しており、総合評価方式入札制度の導入は、現状では不要と考えています。総合評価方式の入札制度は入札参加資格の審査及び入札時に必要な書類が多く、入札参加者に多大な労力と時間を強いることになるため、返って入札を制限することになり、また現行の電子入札制度に多大な改修費用が必要となります。 今後、建築物の維持管理の品質向上のために新たに導入すべき要件等が確認された場合には、適宜入札参加資格要件等を見直していきます。
2	H29. 4. 27	鳥取県会計規則第129条に定める最低制限価格設定領域の改定	鳥取県会計規則第129条に基づく建物管理業における最低制限価格設定領域(予定価格の3分の2～10分の8)を引き上げ、並びにそれに伴う施設管理調達最低制限価格制度を改定する。 【提案に至った理由】 予定価格は概ね設計予算そのものであり、設計予算は国土交通省建築保全業務労務単価基準のはずである。慢性的人手不足が深刻化する業態の中にあつて労務費がほとんどの部分を占める清掃業務等は、この領域での設定で最低賃金を守ることさえ容易ではない。	その他(周辺環境の変化に応じ対応を検討)	現状では平成28年度及び平成29年度の清掃業務委託(予定価格500万円以上)に係る落札率(落札額/予定価格)の平均は約90%となっており、落札額の多くは最低制限価格設定領域の上限(10分の8)より10%以上高い落札率となっています。このため上限を引き上げてもほとんど影響がないことから、最低制限価格の設定範囲は現状のとおりとします。 ただし、今後落札率の推移を長期的に注視しながら、実態と乖離する状態になれば再検討を行うこととします。
3	H29. 4. 28	イベント時の看板設置等に係る道路占用申請の簡素化	道路占用申請の手続きが煩雑であり、添付図面が多すぎるため見直しを行っていただきたい。 【提案に至った理由】 ・手続きが煩雑。添付すべき図面(設置場所の写真、デザイン、地図、道路図など)が多すぎる。同じものを3部も出す必要があり、コピー代や手間もばかにならない。 ・電柱や植栽への設置はダメ、なるべく道路ではなく民地に設置せよと言われるが、民地の所有者を調べて交渉するのはとてつもない労力。 ・街中には申請せずに勝手に看板をとりつけていると思われる例も多い。「正直者が馬鹿をみる」状況の改善を。 ・資料がそろっていないと指摘される。許可が出た際は郵送してくれないので、わざわざ取りに行く必要があり手間。	継続検討	イベント時の看板設置等に係る道路占用申請については、従来から添付書類を安全確認上必要な最小限の図面等(設置位置の分かるもの、寸法・構造等の分かるもの)のみとして手続きを簡素化しているところですが、今後も添付図面等についてさらに省略することができないか検討していきます。 また、例えば会館葬の葬儀看板については、同一の場所に同一構造の物件を同一の設置方法で断続的に相当の日数に渡って占用する物件であることから、その都度占用許可の対象とするのではなく、一定の期間を通じた占用許可(一括占用許可)としているところであり、今後も個別の申請内容に応じた手続きの簡素化と柔軟な対応に努めることとします。 なお、本県では従来から提出部数は2部(審査用1部、警察協議用1部)とし、許可証の受け渡しは窓口交付又は郵送のどちらでも対応しています。 また、許可を得ていない不法占用物件については、道路管理パトロールを実施する中で発見した際に撤去及び適正な許可申請手続きを要請するなどの措置を講じているところであり、今後も引き続き不法占用の取り締まりを含め、道路が常時良好な状態に保たれるよう管理に取り組みます。
4	H29. 4. 28	自然公園法に基づく工作物設置許可申請の簡素化	国立公園の特別地域内での工作物設置許可申請の手続や添付書類の簡素化を行っていただきたい。 【提案に至った理由】 自然公園法で保護区域に指定されている場所でイベントを開く際、仮設テントを設置するだけでも工作物設置許可が必要。テントの添付図面も義務づけられており、煩雑。	対応済み	国立公園の特別地域内におけるイベントについては、イベントと自然景観の双方が共存できるよう、自然景観への影響が最小限となるよう設けた基準に基づき許可の判断を行う上で、仮設物の大きさ・色彩等は重要な判断基準となることから、図面の添付をお願いしているものです。 国の取扱い要領では、平面図・立面図・断面図・構造図及び意匠配色図を添付することとなっていますが、事務委任を受けている本県では、仮設テントであれば図面の代わりにカタログ写真や実物の写真でも可とするなど、県独自の添付書類の簡素化を行っているところであり、既に提案のご趣旨に沿った運用を行っています。 ただし、この取扱いが県民や事業者のかたに周知できていないことから、具体的な許可事例を示し、各生活環境事務所でも周知を行っていきます。
5	H29. 4. 28	とっとり住まいる支援事業補助金の申請書類等の見直し	とっとり住まいる支援事業補助金について、一般県民が申請しやすいよう、書類の様式や方法を改めていただきたい。 【提案に至った理由】 数年前に木の住まい助成制度(現「とっとり住まいる支援制度」)を個人で申請した際、非常に煩雑な手続きであり、森林組合へ県産材の証明書ももらいに行き、書類には建築関係の専門的な数字も書く必要があった。 多くは建築会社が申請してくれるが、場合によっては個人が申請するケースもある。制度自体はあくまで個人を対象としたものであるため、一般県民が申請しやすいよう書類の様式や方法を改めてはどうか。	見直し	とっとり住まいる支援事業補助金の提出書類については、補助事業の適正化を実現した上で必要最小限のものとなるよう、これまでも書類の簡素化や申請手引きの作成・公開、申請様式への説明記載など、申請しやすい環境づくりに取り組んできたところです。 今後も補助事業の適正確保を念頭に置きつつ、県産材使用明細の様式の見直し等、より一層簡素化が実現できるよう検討していきます。また、申請書の記入例をホームページに添付し、申請者が記入しやすいようにします。
6	H29. 4. 28	申請関係手続き全般に係る記入見本の添付	県民にとって分かりやすく申請ができるよう、とりネットで申請書がダウンロードできるものについては、記入見本も添付していただきたい。 【提案に至った理由】 とりネットでダウンロードできる書類も多いが、記入見本が欲しい。窓口で記入の仕方が違うと指摘され、手戻りになることもあり、職員にとっても何度も同じ人に来られるのは無駄な時間になるのではないかと。県民にとって分かりやすく申請ができるようにしてほしい。	見直し	現在とりネットホームページ上でダウンロードを可能、また今後可能とする申請書について、記入例が添付されていないものは併せて添付するよう、庁内各所属に対して周知徹底します。 併せて、住民サービスの一層の利便性向上を図るため、申請や届出を電子的に受け付ける電子申請サービスも積極的に活用していくこととします。
7	H29. 5. 8	自然保護ボランティア制度に係る登録更新方法及び催し物の情報提供方法の見直し	①ボランティアの任期は2年だが、更新のたびに登録手続きが必要。継続の場合はメール等の意思確認のみとし、再度の登録申込みは不要とすべき。 ②催し物の情報は各事務所ごとに郵送されてくるが、発信方法を見直すべき。ホームページに一括して情報掲載し、更新したらメールで案内すればよい。(紙でなければならぬ人のみ郵送)	① 対応済み ② 継続検討	①更新の意思確認については文書をお送りしていますが、更新希望の場合はメールや電話等による回答も可能としており、登録内容に変更がある場合を除き、再度の登録申込みは不要としています。 ②年度当初に発出するボランティアイベントの年間スケジュールについては、文書で全員にお送りすると共に県のホームページに掲載しています。また一部の事務所では、メールアドレスを登録されている方に対し、イベント等の更新情報をメールで提供していますので、他の事務所においてもメールでの提供を検討していきます。
8	H29. 5. 8	公共施設管理サポーター制度について	①サポーターは情報交換等のための連絡会へ出席することが規定されているが、交通費も出ず、遠方の者もいるのでやめるべき。 ②サポーターは毎月報告書を提出することとされている	① 見直し ② 現状維持	①今後連絡会を開催する場合は、公共施設管理サポーターに参加していただきやすくするため、交通費を支給することとします。 ②活動報告については、報告内容を問わず、定期的に報告いただくことが必要と考えていますので、提出を2月に1度とすることは

規制改革提案の受付・対応状況

番号	受付日	提案事項名	提案の内容	状況	対応方針
			が、2ヶ月分まとめて提出してもよいのではないかと。		できません。異常がないことを報告していただくことも重要なことであると考えています。
9	H29.5.22	道路占用許可に係る許可済証（ステッカー）の採用	道路パトロールの際、一目で道路占用許可済みであることが分かるようなシール等があれば便利なのではないかと。	現状維持	道路占用許可済証（ステッカー）については、採用している道路管理者もありますが、鳥取県については次の理由から採用は見送りたいと考えています。 ・貼付けの義務を課すことは、手数料が高くなるため、占用者の負担の増加につながる。 ・地上に設置される看板の一部等には有効と思われるが、埋設・架空といった設置の形態や、建物その他の工作物・線類といった物件の形態によっては、ステッカーの貼り付けに適さないもの、また貼り付けたとしても視認困難なものがあること。 引き続き、道路パトロール中に通行の支障となる恐れがある物件を発見したときは、申請書や台帳を確認し、占用者に必要な措置を求めることとします。
10	H29.5.22	道路占用料の減免に係る市町村推薦状の取扱い	地域活性化に資するイベントについては、地域住民の同意及び市町村の推薦があれば道路占用料が減免される制度がある。毎年開催するイベントの場合、一度市町村の推薦を得れば次年度以降は省略できないかと。	見直し	市町村の推薦を受けたイベント事業であることが確認出来る場合は、次年度以降、毎年市町村の推薦状を取得し提出することは必要としない方向で検討します。
11	H29.5.22	収入証紙によらない納付方法	申請書に貼付を求められる県の収入証紙は、簡単に手に入らず不便。収入証紙でなくてもよいやり方を考えて欲しい。	対応済み 見直し	納付手続に関しては、県民の皆さんの利便性を高めるため、既に以下の取組を行っています。 ・申請窓口に入収入証紙販売所が隣接されていない場合は、平成26年度から一部の窓口で現金納付も可能としました。なお高校入試の入学者選抜手数料（受験料）については、平成27年度入試から現金による納付を可能としており、改めて県教育委員会から中学校を通じて周知します。 ・とっとり Web マップ中に鳥取県収入証紙を扱う販売所マップを作成し、販売所の住所及び名称を県民の皆さんへ広く周知しているところであり、今後も取組を継続します。 平成30年度からは、知事に申請する許認可について、クレジットカードによる電子収納（「とっとり電子申請サービス」によるワンストップサービスの提供）が可能となるよう作業を進めています。また、他機関も含め、現在収入証紙による収納を行っている申請等についても、電子収納を含め、他の収入方法が考えられないかと点検します。
12	H29.5.22	農家民宿等における自動火災報知設備設置に係る規制緩和	旅館営業、簡易宿所、農家民宿等の営業許可の際に自動火災報知設備の設置が求められることになり、10～20万円と高額なためハードルが高い。客室面積50㎡以内は対象外だが、昔ながらの家は大きい対象になる。規制緩和を検討してほしい。	対応不可	自動火災報知設備は、宿泊者の命を守るために必要な設備であることから、規制緩和は実施しません。 ただし、本県ならではの旅の魅力国内外からのお客様に感じてもらえることのできる特徴のある宿泊スタイルづくり（民泊・古民家等の活用）を推進するため、住宅の一部を活用して鳥取県らしさを堪能する宿泊体験サービスを提供する宿泊事業者等に対する補助金の支援メニューとして、自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備の購入等に係る経費を補助することとしました。
13	H29.6.2	鳥獣捕獲ワナの規制改革	免許又は講習を受けて、イノシシや鳥等の捕獲が許可されるが、鳥獣被害を減らすにはワナの使用規制をもっと緩和するべき。例えばいくつかのワナを県が提示し、そのどれかを選択して使用者の住所・氏名・使用場所等を県に届け出ること、多くの一般農家等の人が捕獲可能となる。	対応済み	有害鳥獣のワナ捕獲については、ワナによる人身事故等の危険防止や希少な鳥獣の誤捕獲の防止等のため、許可対象者は技術・知識を有する狩猟免許所持者とされてきました。しかし、農林業被害の増大や狩猟者の減少・高齢化を背景として、農業者も含め地域で一体となった有害鳥獣捕獲を推進するため、平成23年の基本指針改正において、銃器の使用以外の場合には、狩猟免許を受けていない方も一定の条件のもとで捕獲許可の対象とする規制緩和が既になされています。 なお、この場合に使用する猟具は、箱ワナ及び囲いワナを基本としていますが、地域の合意形成が図られ、鳥獣の保護及び住民の安全性が確保される場合には、危険猟法は除き、他の猟具も認めることとされています。
14	H29.6.8	県管理の道路、河川、砂防河川、公共海岸、港湾施設等の占用・使用許可更新手続きに係る添付書類の省略	県管理の道路、河川、砂防河川、公共海岸、港湾施設等に下水道施設を設置するにあたり、占用・使用許可を受けているが、それらの許可期間は5年又は10年以内となっているため、継続して設置する場合には許可更新の手続きを行っている。更新手続きの際に貼付書類として、現行許可証の写し、位置図、平面図、構造図、現況写真等を求められるが、占用・使用状況の変更がなく許可期間のみの更新の場合は、上記添付書類の提出を不要として欲しい。	継続検討	更新申請時の添付書類については既に簡素化を行っています。各事務所ごとに若干の程度の違いがあるため、添付書類は基本的に次に掲げるものみに統一するよう検討します。（その他の書類については必要に応じて提出いただきます。） ①位置図 ②前回許可証の写し ③占用物件の安全確認書 ④現況写真（地下埋設物については、埋設場所の地上部分の現況写真） なお、現在は円滑に更新物件及び許可状況を確認し、速やかに申請受理するために添付を依頼していますが、今後電子申請の推進等により、①②の添付書類を不要とすること、また申請書の備考欄に安全確認状況を記載することで③の添付書類を省略する等、柔軟に対応していきます。
15	H29.6.13	太陽光発電の売電価格の固定	住宅の屋根に設置した太陽光発電の売電価格：35円/kwhを下げないようにして欲しい。自然エネルギーの普及拡大を図るため、電力会社の購入価格を35円以上に固定して欲しい。	現状維持	固定価格買取制度において、住宅用太陽光発電の導入を推進していく上で適当な調達価格及び調達期間が決定されているため、国への制度改正の要望等は行いません。 住宅用太陽光発電設備（10kwh未満）に係る固定価格買取制度は、システム費用の価格下落傾向や過剰な流通構造の是正によるコスト削減等に起因する調達価格の下落を反映する仕組みとなっており、妥当であると考えられます。 なお、現在決定している住宅用太陽光発電（10kwh未満）の調達期間は10年間、H29年度以降の調達価格は、H29：30円/kwh、H30：28円/kwh、H31：26円/kwh（いずれも出力制御対応機器設置義務有りの価格）となっています。
16	H29.8.23	公文書の電子化の拡大	企業ではメールが多く、紙文書が来ることはあまりない。役所では紙でなければいけないものもあるかもしれないが、そのようなものもメールにする等、電子化を拡大することを検討してはどうか。	対応済み	電子メールによる施行文書の送信は、既に文書を施行する担当課が文書の性質、内容、相手方等を踏まえながら選択的に行っているところ。規程に照らし、電子メール施行の適切な利用について改めて全庁に周知します。
17	H29.8.23	年度末で区切ることが難しい補助金への柔軟な対応	補助金は年度末の3月が区切りとなるが、農業関係は作物を作るタイミングがあり、3月で区切ることが難しい場合や、事業の承認に1～2ヶ月を要するために、年度当初から事業を実施できない場合もある。柔軟な対応ができないかと。	見直し	平成29年9月6日に開催された県庁働き方改革プロジェクトチーム幹事会において、各部署の主管課長に対し、平成30年度予算要求に向けて申請者が使いにくい補助金がないか全庁的に点検するよう指示するとともに、9月14日付けの文書で全庁に同内容の通知を行いました。 その結果2件の見直しが報告されましたが、ご提案いただいた

規制改革提案の受付・対応状況

番号	受付日	提案事項名	提案の内容	状況	対応方針
					農業関係をはじめ、多くの事業は繰越を行えるよう柔軟な制度となっています。 ついては、補助事業の利用者に制度内用が周知されていないことが推察されることから、年度当初の補助事業の案内や説明会においてしっかりと周知するよう、全庁に指示します。
18	H29. 8. 23	ホームページに掲載されている補助事業一覧のスマートフォン対応	県のホームページに農林水産関係の補助事業を一覧にしたガイドブックが掲載されているが、スマートフォンで見ようとすると小さくて非常に見づらい。プルダウン方式等で検索できるような仕組みになるとよい。	見直し	商工労働部では、商工関係の補助金などの支援策を取りまとめたWEBサイト「とっとり産業支援ナビ」を平成28年度にリニューアルし、キーワード検索やスマートフォン・タブレット対応とし、補助金等の見出しページに概要が分かるよう、レイアウトを工夫しています。平成29年9月6日に開催された県庁働き方改革プロジェクトチーム幹事会において、各部署の主管課長に対し、商工労働部の取組を横展開し、各部署の施策紹介サイトをリニューアルするよう指示しました。 特にご意見のあった農林水産関係の補助事業のサイトについては、平成30年度当初に向けてリニューアル作業を行っています。
19	H29. 8. 23	電子化に向かった教育	総合事務所等に無料で使えるパソコンがあり、アドバイスしてくれる人がいたりするとよいのではないか。電子化に向かうのであれば、教育面でも平等にチャンスを与えることを考えていかななくてはならない。	現状維持	県庁県民室や中部総合事務所の地域県民室には、県からの情報収集を目的に、県民が自由に無料で利用できるパソコンを設置しているが、電子申請の手続きは個人情報を入力等が必要となることから、共有パソコンを活用することは適切でないと考えています。 しかし、ご意見のとおり、パソコン操作に不慣れな方でもスムーズに電子申請を行っていただけるような支援策を設けることは重要であることから、フリーダイヤルによる専用コールセンターを設置し、電子申請手続きの各ページ内でその周知を図っているところです。
20	H29. 10. 20	認定こども園設置基準の緩和	鳥取県では待機児童ゼロといわれているが、全ての家庭が第一希望の保育所に入れているわけではない。幼稚園を認定こども園として、保育の量を確保していくことが必要。認定こども園化のネックの一つが調理室を設けること。県の条例で規定されているが、調理室の設置義務を緩和するとともに、3歳未満児への給食の外部委託化を認めて欲しい。これにより、認定こども園への転換が大幅に進むものと思われる。規制緩和で子育て王国鳥取県の推進を図って欲しい。	現状維持	認定こども園においては、加熱・保存等の機能を有する設備（調理設備）を設けることを条件として、3歳以上児に対する給食の外部搬入を既に認めており、調理室の設置は不要です。 また、施設内調理によって給食を提供する場合であっても、子どもの数が20人未満の場合は、調理設備を設けることにより調理室を設けないことができます。 3歳未満児への給食については、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園に限り、国の構造改革特区を活用した場合に外部搬入が認められています。現在、アレルギー対策や子どもの発達、体調に合わせた食事の提供の面での対応を含め、国において評価・検証が行われているところです。 県としては、当面は現在の規定を維持し、国による評価・検証の結果を待って規制緩和の必要性を検討したいと考えています。
21	H29. 11. 10	支え愛マップづくり事業の募集時期	支え愛マップづくりの事業について、県の予算が成立してから社協で募集をかけるのが6～7月となる。町内会の会計期間は1～12月であり、役員の任期が終わる頃に募集を行うため活用が進まないことがある。早く募集をかけられるようになることが望ましい。	見直し	平成30年度から、予算が県議会で議決されることが前提である旨を付記した上で、自治会等の会計年度である1月から広報を行うことにより、早い時期から事業への取り組みを検討いただけるようにしました。
22	H30. 1. 25	託児機能付きサテライトオフィスの運用	育児をしながら仕事をしたい人、企業社屋にいらなくてもサテライトオフィス出勤できる人、という括りでは利用者が狭くなるのではないか。実際の稼働率はどのようなものか。 商談(セッション)に使えないのが一番のネック。また急に使いたい場合もあるため、毎日使用日の前日に連絡を入れるのは面倒である。3ヶ月契約であることから、その間は受付さえすれば良いという前提があれば、使いやすいのではないか。	現状維持	サテライトオフィスは、子育て期にある従業員などの家庭と仕事が両立できる職場環境づくりを促進するため、県内企業が在宅勤務など多様で柔軟な働き方を導入する上で、テレワーク試行の場として利用いただけるよう設置し、試行的に運用しているものです。育児をしながら仕事をしたい人、企業社屋にいらなくてもサテライトオフィス出勤できる人だけではなく、家庭と仕事の両立のための利用であれば、介護をしながら仕事をしたい人なども利用が可能です。なお、実際の稼働率は、5室中、2～3室が稼働している状況です。 商談を禁止する利用規定はなく、共用スペースを接客等に利用していただくことも可能ですが、複数社が同時利用している状況においては、商談情報の漏えいや他の利用者への影響に配慮が必要となります。(※設置目的は前段のとおりであり、起業支援を目的としたものではありません。) また、テレワークの導入等を検討する企業に対し3ヶ月を上限に1ブースを貸し出していますが、前日の連絡は不要で当日の受付のみで利用が可能です。 なお、勤務先の了承を得て従業員個人が随時利用の申込みもできますが、当日予約の場合、空きがなく利用をお断りすることも想定されることから、原則利用前日までの予約をお願いしています。(当日予約であっても、空きがあれば、利用は可能です。)
23	H30	補助事業に係る県外業者への発注	鳥取県産業振興条例により、補助金の活用にあたっては県内業者への発注が求められているが、柔軟な運用ができないか。 ・県の活性化のために県内業者を活用する重要性は理解するが、NPO法人の中には行政域を超えて活動している団体も多い。今後のNPOの発展のためには、そのような広域的な活動を通じて県外の人脈を形成し、資金を呼び込むことが必要。 ・県内は共通してプロモーション力が低く、知識、経験の面から県内だけで行うのは限界がある。県外とコラボレーションできない、調達できないという点については柔軟に対応してほしい。	対応済み	県内事業者への発注を要件とすると補助事業者の事業実施に著しく悪影響を及ぼす場合には、当課へ事前協議の上、県外発注を認めている。 (例) ・県内事業者では実施が困難な場合 ・県内発注した場合に、県外発注より著しく高額となる場合 ・事業実施場所が県外である等、県内事業者に限定することが不合理な場合 各所管課において適切な対応が行われるよう、全庁に改めて制度周知を行うこととした。
24	H30	控除対象NPO法人の指定要件の明確化	ボランティアや寄附金のコントロールが不明確な点等について、改善が必要なのではないか。 ・当該団体が募集したものでなければ対象にならないとされているが、実行委員会等を組織し、多様な団体と連携しながら、より多くの県民の参画を求めていく活動の方がむしろ望ましい。 ・クラウドファンディングが寄附にあたるかどうか、ボランティアに関して必要な書類(名簿)が何かという点が不明確であり、ルールの明確化が必要なのではないか。	現状維持	控除対象NPO法人に係る指定基準は、特定非営利活動促進法に基づく認定NPO法人制度の認定基準PST(パブリックサポートテスト)に準じ、県条例により法よりも緩和した基準を設定しています。さらに、「鳥取県NPO法人の条例個別指定制度【指定申出の手引き】(以下、「手引き」という。))」により、詳細を解説しているところであり、指定基準は明確となっています。 しかし、この度の意見を踏まえ、申請者にとって分かりやすいよう、基準の判定に係る具体的事例について手引きに示したいと思えます。
25	H30	鳥取県産業振興条例に基づく県内企業の育成	鳥取県産業振興条例では、県内経済の発展のため、県の予算執行にあたっては県内事業者が入札に参加しやすい環境を整備することとされている。 6月議会において、県庁舎本庁への自動販売機設置のプロポーザル方式契約において、県外事業者ありきの要件設定となっているものがあるので、県内事業者参入の門戸を閉ざすような要件は見直すよう議員から指摘があった。	見直し	特定事業者が有利となるような評価項目の設定や、参加資格要件を県内事業者に限定していない案件で県内事業者配慮項目が設定されていないなど、産業振興条例の趣旨が徹底されていない点が見られた。 総合評価競争入札及びプロポーザル方式契約における評価項目の設定について、公平性、地域経済循環の観点や県内事業者の育成の観点から、適切な評価項目を設定する。

規制改革提案の受付・対応状況

番号	受付日	提案事項名	提案の内容	状況	対応方針
26	R1	収入証紙の見直し及び新たな収納方法の検討	本県では収入証紙の印刷費や売りさばき手数料として税金（約 4,000 万円）が使われているが、今の金額を使って収入証紙を継続するのか、それとも廃止して、同じ金額を使って現金納付や電子マネーなど利用者の利便性が上がる納付方法を検討されるのか、問題提起したい。	見直し	申請者に証紙購入・申請書への貼付といった一定の手間を負担していただいていること、購入場所が分かりにくい、購入時間が限定される等の不具合もあること、また、デジタル化を含めた行政手続きの見直しが求められていること等の状況を踏まえ、県民等の利便性向上を図るため、証紙に代わる納付方法を整備して、収入証紙制度を廃止することとしました。
27	R1	入札参加資格申請手続きの簡素化	建設工事、測量等委託、物品・役務に係る自治体への入札参加（一般競争入札、指名競争入札）にあたっては、入札参加を希望する自治体ごと（県、県内の各市町村）にそれぞれ入札参加資格の申請手続きをしなければならない。 事業者にとっては、県・市町村それぞれに同じような書類を提出して手続きを行うことは面倒であり、島根県では、県に電子申請すれば市町村にも申請され、手続きが 1 回で済むと聞いているので、同じようなことができないか。	見直し	入札システムと連動した他県のような独自のシステムの新たな構築は所要経費が高額であり、早期の導入は困難であると思われます。ただし、事業者の負担軽減は必要なことであるため、様式の統一に取り組むこととしました。 建設工事、測量等委託に係る入札については、令和元年度に市町村にアンケート調査を実施、その結果を踏まえて様式を統一し、同年度末の会議で市町村に活用を要請したところです。令和 2 年度の様式の活用状況は、申請受付時期であった 17 市町のうち 14 市町で見直し後の統一様式を使用又は利用可とされていたところです。引き続き統一様式の活用を各市町村に要請していきます。 物品・役務に係る入札については、市町村アンケートの結果を踏まえて県の次期名簿更新の令和 4 年度（更新申請等の業務は令和 3 年度）を最速として様式の統一化を進めていきます。
28	R2. 10. 28	公共施設の電子予約	体育館の予約をネットで完結。支払いもクレジットカードで。利用希望日が重複した場合の抽選も。	見直し	鳥取県内の市町村との連携及び他県との連携も視野に入れ、現在の予約システムの更新時期に合わせてコストやメリット・デメリットを含めて対応を検討します。
29	R2. 10. 28	「鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例」の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」においては、条例規定の全ての廃棄物処理施設の新設等に対して、条例第 2 章「紛争の予防及び意見の調整に係る手続等」が適用されること、適用除外される施設を新設することを提案する。 具体的には、施設の設置場所及び条例第 2 条第 1 2 号で規定する周辺区域が工業地域又は工業専用地域である場合は、条例の第 2 章「紛争の予防及び意見の調整に係る手続等」を適用除外する。 	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> 本条例は、廃棄物処理施設の設置に係る廃棄物処理施設に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表等により、関係住民の理解を得る等により、事業者と関係住民との間の紛争を予防することを目的としています。 工業地域や工業専用地域であっても、廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺環境に及ぼす影響が軽減されるものではなく、対象除外とした場合は、施設設置事業者と当該地域で事業活動を行う者との間で紛争が生じた場合、紛争の解決手段が失われる恐れがあります。 立地場所により紛争の予防・解決手段が失われることは、当該条例の趣旨に鑑みて適当ではないと考えられます。 <p>以上の理由から、施設の設置場所及び条例第 2 条第 1 2 号で規定する周辺区域が工業地域又は工業専用地域であっても、条例第 2 章の「紛争の予防及び意見の調整に係る手続等」の適用除外は行いません。</p>
30	R2. 12. 5	野焼き（野外焼却）の徹底撲滅	野外焼却を見つけ次第、直ちに現行犯逮捕。 割れ窓理論により、野焼きを徹底的に撲滅に追い込むこと。	対象外	田畑での野焼きは農業従事者が農作業で生じた稲わら等を焼却しているものと思われませんが、農作業に伴って生じた稲わらは一般廃棄物に該当し、一般廃棄物（野焼きも含む）に関する指導権限は市町村にあります。 県内の各市町村では、法律に反した廃棄物の焼却を防止するため、広報誌やホームページへの掲載など、それぞれ取組を行っています。